

## 宮崎県優良委託業務表彰試行要領

令和7年3月19日  
県土整備部技術企画課

### (目的)

第1条 宮崎県県土整備部（以下「県土整備部」という。）が発注する土木関係建設コンサルタント委託業務（設計業務を含む。以下「設計委託業務」という。）のうち、成績評定が優秀であり、かつ、他の模範となる取組を行っている業務（以下「優良委託業務」という。）を表彰することにより、土木関係建設コンサルタント関係業者の意欲向上を図り、あわせて公共事業に対する県民のイメージアップにつなげることを目的とする。

### (表彰の実施)

第2条 表彰を実施する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に県土整備部が発注した設計委託業務を完了した者のうち、第6条の規定により選考された業務を履行した者に対し、優良委託業務表彰を行う。

2 表彰は、県土整備部長表彰とする。

### (対象業務の公募)

第3条 県土整備部は、対象となる業務を公募し、申請のあった者を対象に被表彰者を選考する。

2 対象業務の公募は、別紙「宮崎県優良委託業務表彰（試行）申請手続」により行うものとし、宮崎県庁ホームページに掲載し、周知する。

3 申請は自薦とし、申請可能件数は1者につき1件とする。

### (申請要件)

第4条 前条第1項の公募に対して申請を行う者は、次の各号を満たすものとする。

(1) 宮崎県内に本店を置く者であること。

(2) 表彰対象年度の設計委託業務における成績評定点に60点未満のものがないこと。

(3) 前年度当初から表彰日までの間に発注者から入札参加資格停止等の措置等を受けていないこと。

(4) 前年度当初から表彰日までの間に独占禁止法その他の法令に違反し、行政処分又はそれに準ずる行政指導を受けていないこと。

2 公募の対象となる業務は、次の各号を満たすものとする。ただし、県内に本店を置く者と県外に本店を置く者が結成した共同企業体が履行した設計委託業務は、表彰の対象から除く。

(1) 県土整備部が発注した設計委託業務を表彰対象年度に完了し、その成績評定点が平均点以上であること。

(2) 厳しい現場条件における的確な仮設計画や施工方法、新技術、新工法の活用、環境への配慮、建設副産物の有効利用、地産地消、長寿命化対策などの有用な提案を行い、当該提案が成果品に反映されていること。

第5条 被表彰候補者を選考するため、優良委託業務表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成し、委員長が招集し主宰する。

3 委員会で選考する前に資格審査等を行うため、委員会に幹事会を置く。

4 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成し、幹事長が招集し主宰する。

5 委員会及び幹事会の事務局は、県土整備部技術企画課に置き、本要領に関する事務を行う。

（表彰選考）

第6条 委員会は、第3条の規定に基づき申請された内容について審査を行い、県土整備部長に被表彰候補者を上申するものとする。

2 県土整備部長は、上申された被表彰候補者について、表彰の可否を決定する。

3 県土整備部長は、決定した被表彰者に対して優良委託業務表彰選考結果通知書（別記様式第2号）により通知する。

4 優良委託業務表彰の件数は、毎年度、3件程度を限度とする。ただし、表彰の候補となる業務がない場合はこの限りではない。

（表彰式）

第7条 優良委託業務を履行した企業に表彰状を授与するため、表彰式を開催する。

2 表彰式に関する要領は、別途定める。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、優良委託業務表彰の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要領は、令和7年3月19日から施行する。

別表第1（第6条関係）

選考委員会

委員長：県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

委員：県土整備部次長（総括）

県土整備部次長（都市計画・建築担当）

管理課長、技術企画課長、工事検査課長

別表第2（第6条関係）

選考委員会幹事会

幹事長：技術企画課課長補佐（技術担当）

幹事：技術系関係各課の技術補佐

工事検査課工事検査専門員（1名）

## 宮崎県優良委託業務表彰（試行）申請手続

令和7年3月19日  
県土整備部技術企画課

## 1 表彰の概要

## (1) 目的

宮崎県優良委託業務表彰は、県土整備部が発注する土木関係建設コンサルタント委託業務（設計業務を含むもの）について、成績評定が優秀であり、かつ、他の模範となる取組を行っている業務を表彰することにより、土木関係建設コンサルタント関係業者の意欲向上を図り、あわせて公共事業に対する県民のイメージアップにつなげることを目的としています。

## (2) 表彰対象

県土整備部が発注した設計委託業務のうち、表彰を実施する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に業務を完了した者から表彰の対象となる業務を公募し、申請のあった者を対象に被表彰者を選考します。

## 2 申請から表彰までの流れ（時期は予定です。）

5月～6月	公募開始、申請
7月上旬	書類審査
7月下旬	選考会
8月上旬	表彰候補者の決定・通知
8月	表彰式

## 3 申請要件

## (1) 申請者の要件

公募に対して申請を行う者は、次の各号を満たすものとします。

ア 宮崎県内に本店を置く者であること。

イ 表彰対象年度の設計委託業務における成績評定点に60点未満のものがないこと。

ウ 前年度当初から表彰日までの間に発注者から入札参加資格停止等の措置等を受けていないこと。

エ 前年度当初から表彰日までの間に独占禁止法その他の法令に違反し、行政処分又はそれに準ずる行政指導を受けていないこと。

## (2) 公募の対象となる業務

公募の対象となる業務は、次の各号を満たすものとします。ただし、県内に本店を置く者と県外に本店を置く者が結成した共同企業体が履行した設計委託業務は、表彰の対象から除きます。

ア 県土整備部が発注した設計委託業務を表彰対象年度に完了し、その成績評定点が平均点以上であること。

イ 厳しい現場条件における的確な仮設計画や施工方法、新技術、新工法の活用、環境への配慮、建設副産物の有効利用、地産地消、長寿命化対策などの有用な提案を行い、当該提案が成果品に反映されていること。

#### 4 申請可能件数

申請は自薦とし、申請可能件数は1者につき1件限りとします。

#### 5 申請書類

1 申請書	別紙様式1
2 主な取組を説明する資料	1部 (A4判 項目毎に1ページ以内)

#### 【作成方法】

##### (1) 申請書 (別紙様式1)

- ア 申請書は、県庁ホームページ掲載の様式を使用し、PDFで申請してください。
- イ 「1 申請の対象となる業務」の「(5) 業務概要」の欄は、委託設計書に記載してある内容を記入してください。
- ウ 「2 他の模範となる主な取組の概要 (最大3項目まで記入)」の欄には、「厳しい現場条件を克服した的確な仮設計画や施工方法、新技術、新工法の活用、環境への配慮、建設副産物の有効利用、地産地消、長寿命化対策など、有用な提案を行い、当該提案が成果品に反映された内容」について、最大3項目まで項目名と概要 (各130字以内) を記載してください。

##### (2) 主な取組を説明する資料 (A4判 項目毎に1ページ以内)

- ア 申請書に記載した「他の模範となる主な取組の概要 (最大3項目まで記入)」について、各項目につきA4判1ページ以内で作成してください。
- イ 用紙はA4 縦片面、文字は横書き、フォントは10.5p以上とします。
- ウ 主な取組を説明する資料の提出がない場合は、申請書に記載された内容のみで評価します。

#### 6 提出方法

申請書類を技術企画課へ電子メールで提出してください。

E-mail : gjutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp

#### 7 評価及び審査

##### (1) 書類審査

申請者から提出された申請書等に基づき、技術企画課が要件を満たすかどうか書類審査を行います。審査の結果、被表彰候補者になった申請者に、その旨をお知らせします。

##### (2) 選考会

選考委員会を行い、被表彰者を決定し、選考結果を被表彰者に通知します。受賞に至らなかった方へも、その旨がわかるようにお知らせします。

##### (3) 表彰者数

県土整備部長賞の件数は、3件程度を限度とします。ただし、表彰の候補となる業務がない場合はこの限りではありません。

宮崎県県土整備部長 殿

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

令和〇年度 宮崎県優良委託業務表彰申請書

1 申請の対象となる業務

- (1) 業務名
- (2) 箇所名
- (3) 最終契約額
- (4) 履行期間
- (5) 業務概要
- (6) 管理技術者名
- (7) 評定点
- (8) 発注機関名

2 主な取組の概要 (最大3つまで記入)

1	項目名	
	概要 (130字以内)	
2	項目名	
	概要 (130字以内)	
3	項目名	
	概要 (130字以内)	

※説明用資料として項目毎にA4用紙1枚を提出してもよい

担当者	
電話番号	
メールアドレス	